

研 修 報 告 書

研修日時 2023（令和5）年8月30日・31日・9月1日

研修場所 全国市町村国際文化研修所（J I A M）

報告者 東野 敏弘

研修日程と内容

（1）講義①「森林経営管理制度と森林環境譲与税について」

林野庁 森林利用課 森林集積推進室長 福田 淳 氏

1. 我が国の森林の姿
 - ・日本の森林面積は、国土の3分の2にあたる約2,500万ha。世界有数の森林国、森林蓄積は人工林を中心に毎年約6千万m³増加し、現在は約54億m³
 - ・民有林7割、国有林3割（東日本に多く分布）。人工林の多くは、1960年代以降に植林
2. 森林経営管理制度の背景
 - ・森林整備の方向性－林業経営に適した人工林は、適正な伐採と再生林の確保。それ以外の人工林は、針広混交林に誘導する。施業集約化の推進
 - ・平成24年度から森林経営計画制度の導入
3. 森林経営管理制度の概要と実績
 - ・森林所有者が経営管理を実行できない場合、市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営者に再委託することや市町村自ら管理することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進
 - ・経営管理意向調査の実施
 - ・経営管理権集積計画の策定
 - ・所有者不明森林等への対応
4. 森林経営管理制度の進め方
 - ・市町村における実施体制の整備
 - ・意向調査の事前準備と実施
 - ・現地調査と境界線化の実施
 - ・所有者不明森林等に係る特例措置

5. 森林経営管理制度の課題に対応した事例紹介
6. 森林環境譲与税の活用と広報
 - ・平成31年度に森林環境税・森林環境譲与税の創設を決定。パリ協定の枠組み下における温室効果ガス削減目標の達成と災害防止のため
 - ・令和6年度から森林環境税一個人住民税均等割を年額1,000円引上げ
 - ・譲与額は、市町村9割、県1割。令和6年度300億円、令和7年以降600億円
 - ・実施可能な取組一間伐・下刈り等の森林整備、所有者探索や境界測量、広葉樹等への植え替え。松くい虫・ナラ枯れ等の伐採・薬剤散布。林務担当職員やアドバイザーの雇用。公共施設の木造化・木質化。森林環境教育・木育イベントの開催等

(2) 講義② 「森林管理における市町村の役割」

東京農工大学 名誉教授 土屋 俊幸 氏

1. 市町村と森林・林業－政策の経緯
 - ・1998年、森林法改正－市町村森林整備計画の義務化
 - ・平成の大合併により、広域市の誕生－広域化で森林・林業担当者を配置できる余地。合併をしなかった町村での生き残りのための森林・林業対策
 - ・2001年森林・林業基本法。2011年森林・林業再生プラン－森林整備計画のマスタープラン化、森林経営計画制度の創設
 - ・2019年森林環境税・森林環境譲与税の創設－すべての市町村が森林環境税の徴収と森林環境譲与税の交付を受ける。
2. 市町村と森林・林業－現状
 - ・市町村の森林行政の現状－担当職員の減少
都道府県2007年 9,268人⇒2017年 7,902人
市町村 2007年 3,269人⇒2017年 3,045人
 - ・マンパワー不足－業務が増えているにもかかわらず、職員数は増えず。専門性を持った職員のいる団体29%
3. 市町村と森林・林業－学会での議論
4. 国の新しい動き
 - ・国土形成計画（2015－2025）の推進と次期計画策定
 - ・第六次国土利用計画－2023
5. 市町村森林行政の可能性
 - ・条例の制定・構想の策定－それぞれの地域に合った構想
 - ・独自の森林管理政策－独自のルール
 - ・森林組合の活用－森林組合の体制強化。経済的事業として着実に取り組む。

- ・市町村と森林組合の補完関係の構築－市町村有隣の経営委託
 - ・都道府県から市町村へ地域行政アドバイザーや県職員の派遣
 - ・広域連合・一部事務組合の結成
6. 市町村による「新たな森林管理の時代」に向けて
- ・森林譲与税の適切な活用
 - ・市町村よりも広域の公共性を持った管理主体の必要性

(3) 事例紹介

1 地域課題の解決に向けた森林政策の展開

栃木県矢板森林管理事務所林業経営課 副主幹 津布久 隆 氏

- ① 森林環境譲与税が創設されて4年
- ② 市町村における森林行政の現状
- ③ 地域課題の解決に向けた森林環境譲与税の活用法
- ④ 森林行政は、今後確実に地域の重要課題になる
- ⑤ 地域の労働力を高めるには機械補助が効果的

2 有田川町における森林経営管理制度の取組

和歌山県有田川町産業振興部林務課 主任 児玉 晋平 氏

- ① 有田川町の紹介－面積35,184ha人口25,518人（平成の合併で3町合併）
森林面積27,022ha 私有林24,223ha 人工林17,796ha
- ② 令和2年に林務課を新設（正職員3人＋会計年度任用職員1人）、令和4年度に林業振興センターを設置
- ③ 経営管理制度の取組状況－意向調査（直営と森林組合に業務委託）
6,324ha
- ④ 集積計画の基本条件－存続期間は10年、間伐を1回以上実施、年1回の巡視、森林保険は山主が負担
- ⑤ 集積委託同意取得の委託業務や経営管理制度の契約単価を実情に応じて変更
- ⑥ 林業人材の確保－林業従事者就業奨励金総額78万円（就業一時金30万円、月額奨励金2万円24ヶ月）、半農半林による就業者育成の取組

3 田原本町と川上村の取組－森林整備等に係る上下流連携の取組－

奈良県田原本町住民環境部未来推進課 調整員 中尾澄子氏
奈良県川上村林業建設課副課長 松本 直氏 水源化主事 寺岡行雄氏

- ① 田原本町－人口31,626人 町職員 262人 森林面積 0
- ② 田原本町の森林環境譲与税の活用－小学校環境体験学習補助金、木製本

棚、令和4年度川上村との連携事業（104万8千人）

- ③ 川上村—人口 1,156人（ただ、子ども5年間で17%増）、95%が森林、吉野川（紀の川）の最源流
 - ④ 1996年川上宣言—水源地の村づくり『源流を守ることは日本を守ること』
 - ⑤ 吉野林業—日本三大美林の一つ
 - ⑥ 田原本町と川上村との連携協定締結（令和4年2月）
 - ・森林整備（カーボンオフセット）
 - ・森林環境教育事業
 - ・木材利用促進事業
- * 森林譲与税の活用

（4）演習 グループ討議／意見交換

受講者15人が3人ずつ5班に分かれ、各自治体の取組や課題を共有し、それぞれの自治体に合った効果的な施策や事業の実施方法について意見交換を行いました。

（5）講義 林業政策の展望

鹿児島大学農学部農林環境科学科 教授 寺岡 行雄 氏

1. 我が国の林業の概要
 - ・世界有数の森林国。森林蓄積は、人工林を中心に毎年約 6,000万 m^3 増加し、現在、約54億 m^3
2. 林業の現状と課題
 - ・木材自給率の低迷⇒需要の長らく低迷期
長らく低迷期であった日本の林業であったが、2021年以降、世界的な需要の高まりと海上輸送運賃の上昇により、国産木材価格の上昇
製紙用木材は80%輸入であるが、製紙用以外は自給率80%である。木材の価格（立木1 m^3 当たり 3,500円）を海外（7,000円）のようにもっと上げる必要
 - ・林業労働力の減少⇒生産性向上の必要性（機械化）、給与社会保障の改善。
緑の雇用の活用で若手林業従事者は増加してきているが、40代以降の給与が頭打ちであり、所得の向上が課題
 - ・低い収益性⇒低コスト生産・有利販売
 - ・所有者・境界不確定⇒資産価値の向上
 - ・高い労災発生率⇒林業労働安全の確保
3. 林業・木材産業が変わってきている
 - ・原木市場⇒直送の増加⇒中間土場

- ・製材工場の大型化⇒原木の安定供給が必要
 - ・プレファブ工法・大型パネル・プレカットが主流に！
 - ・木質バイオマス発電の増加
 - ・木材輸出が増加（中国へ）
- *課題として、木材需要の拡大・需要に応じた生産を行う必要

4. 市町村の森林管理業務

- ・伐採及び伐採後の造林の届け出の受理・審査
- ・伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告
- ・森林の土地の所有者届出書
- ・市町村森林整備計画の作成、林地台帳の整備・運用
- ・森林経営管理制度の運用
- ・要間伐林分の抽出
- ・森林所有者の意向確認
- ・経営管理権集積計画の策定と森林所有者からの経営管理権の取得
- ・経営管理実施権配分計画の策定と森林の経営管理実施権の設定
- ・林業経営者に再委託しない森林等での市町村森林経営管理事業の実施

そのためにすべきこと

- ・森林境界明確化への支援（レーザ林相図の利用等）
- ・所有者への情報共有
- ・効率的な業務遂行のための林業ICTによる支援策、林業ICT化への取組を進める（森林資源の見える化）
- ・航空レーザー計測データの活用・ドローンの活用等

5. これからの林業

- ・稼げる林業をつくる－森林所有者に利益を還元する
- ・持続可能な林業経営－山（国土）を守る・再造林に取り組む
- ・安全な素材生産をつくる
- ・コンプライアンスを向上させる

「市町村の森林政策」の所感

東野 敏弘

平成31年4月に「森林経営管理法」が施行され、市町村では、災害防止や地球温暖化防止など森林の公益的機能の維持増進の観点からも林業の成長産業化や森林資源の適切な管理が求められています。また、来年度（令和6年）から森林環境税として、個人住民税均等割を年額1,000円引き上げられ徴収されます。国民から、森林環境税・森林環境譲与税がどのように活用されるか、より注目されると考えます。

西脇市の令和4・5年度の譲与税額は、それぞれ1,250万円です。市内の登山道や散策路の修繕・再整備、登山道修繕用資材の提供、林道の修繕、市産木材を活用した本棚の作成、天然林の除間伐に係る補助等に活用されています。

本研修は、市町村職員を対象に、「市町村の森林政策」に関するトップレベルの研究者の講義や先進地の事例報告が行われました。受講者は15人（内、議員2人）と少なかったのですが、各市町村の林業担当と直接意見交換ができ充実した研修でした。

地域における森林の管理や施業集約化、林業の担い手育成、資源を活用した森林ながら経営の方法等についての理解を深めることができました。西脇市は、市有林が少なく、共有林・私有林がほとんどです。共有林については、地域住民（権利者）が下刈り・間伐等を行っているようです。また、大規模な間伐や林道整備は、広域の北はりま森林組合が請け負ってくれています。西脇市においても、森林経営管理法の施行によって、森林の経営管理にも大きく関わることが求められていくと考えます。また、森林環境譲与税をどのように活用するのかも問われると思います。

今回の研修での演習では、「森林環境譲与税の有効な活用について」、大阪府貝塚市役所の眞野氏と広島県尾道市役所の西田氏と意見交換し、グループとして発表しました。西脇市にも参考になると考え紹介します。

『森林環境譲与税の有効な活用について』

1. 現状（現在できていること）

- ・木質化事業（プランターの制作・設置、街中へのベンチの設置など）
- ・登山道の整備
- ・森林教育（小・中学校との連携による学習）
- ・既存事業ではできなかった森林整備
- ・市のイベント等での周知・啓発
- ・森林所有者への制度周知

2. 課題

- ・市町の職員不足・職員の専門知識の不足
- ・市としてのビジョンが確立していない（庁内の連携不足）
- ・森林環境税の周知不足
- ・森林譲与税の利用方法への住民の理解
- ・森林事業者の人員不足

3. 解決策

- ・庁内の連携・協力を強化する
- ・市町の職員の森林環境税についての理解を推進する
- ・森林環境税について住民の理解を促進するため、普及・啓発を推進する
- ・継続した森林教育の推進
- ・節目のタイミングで木製品をプレゼントし、木育や木質化を進める
- ・多くの住民が利用する場所に、譲与税で整備した木製品を設置する
- ・地域住民による自主的な森林整備を促進する
- ・公的施設の木質化を進める
- ・近隣市町との連携による人材の確保を進める

以上